

(様式第1)

記入例

指定給水装置工事事業者指定申請書

小山市水道事業

管理者 小山市長 〇〇〇〇 殿

年 月 日

法人の場合：代表者印  
個人の場合：個人印

申請者 氏名又は名称 株式会社 〇〇設備工業

住所 小山市八幡町1丁目9-4

代表者氏名 代表取締役 〇〇 太郎 印



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役から監査役までの役員全員を記入ください。（法人のみ）	
事業の範囲	<p>例) 管工事・給排水工事・水道工事等</p> <p>登記事項証明書もしくは定款の目的を参考に記入してください。 水道に関するもの記入してください。</p>
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 ○○設備工業
上記事業所の所在地	小山市八幡町1丁目9-4
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
○○ 太郎 ○○ 花子	第1234号 第12345号
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p><b>選任されている主任技術者<u>全員</u>の氏名・免状番号を記入ください。</b></p> </div>	

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(別表)

**記 入 例**

## 機械器具調書

年 月 日 現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ パイプカッター 高速カッター 等	固定式鋸 MMC VC42ED マキタ LW1 4 1 DZ ...		
管の加工用の 機械器具	ねじきり機 " パイプベンダー 等	N50-AIII MCC CM82		
接合用の 機械器具	穿孔機 トーチランプ パイプレンチ 工具類 等			
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ			

型式  
数量等  
を記入ください。  
記載した器具の写真を  
別途提出ください。

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(様式第2)

記入例

誓約書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

法人の場合：代表者印  
個人の場合：個人印

年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 ○○設備工業

住所 小山市八幡町1丁目9-4

代表者氏名 代表取締役 ○○ 太郎 印

小山市水道事業

管理者 小山市長 〇〇〇〇 殿

【参考】

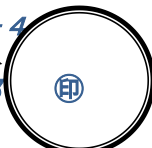
水津法第25条の3第1項 第3号

- イ 心身の故障により給水装置工事事業者の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令※1で定めるもの
  - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ハ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ニ 法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - へ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの
- ※1 精神の機能の障害により給水装置工事事業者の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者

## (記入例)

### 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

法人の場合：代表者印 個人の場合：個人印	氏名又は名称	株式会社 ○○設備工業
	郵便番号、住所	〒323-0062 小山市八幡町1丁目9-4
	代表者氏名	代表取締役 ○○ 太郎
	電話番号	0285-24-7616



### 指定給水装置工事事業者の業務内容

該当部にチェックを付けてください

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）	（公表： <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可）
休業日： 営業時間： 修繕対応時間：	日曜日、祝日、年末年始、GWに連休 平日 8時～17時 土曜日 8時～12時 など 8時～17時
漏水等修繕対応の可否	（公表： <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可）
<input checked="" type="checkbox"/> 屋内給水装置の修繕 <input checked="" type="checkbox"/> 宅地内埋設部の修繕 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
対応工事種別（新設・改造 等）	（公表： <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可）
配水管からの分岐 ～ 水道メーター 水道メーター ～ 宅内給水装置	（ <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造等） （ <input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 改造等）
その他	（公表： <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可）
○可能であれば、緊急時の連絡先（公表対象外）をご記入ください。 緊急連絡先：○○○-○○○○-○○○○ HPアドレス：http: メールアドレス：	

※公表には、市ホームページ等への掲載を含みます。公表を可としても公表しないこともあります。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者はその旨を届け出るようお願いします。

## 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
水道 太郎	外部研修 給水工事振興財団 e-ラーニング	平成29年7月20日
水道 次郎	外部研修 給水工事振興財団 現地研修	令和元年1月28日
水道 三郎	自社内研修 〇〇に関する研修 (研修の内容を記入ください)	平成29年7月23日
上記内容の公表の可否		
<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可		

外部研修（e-ラーニング研修・現地研修）については、受講を証明する書類（受講証等）の写し、もしくは研修終了日が記載された技術者証の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

公表を可としても公表しないこともあります。受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※公表には、市ホームページ等への掲載を含みます。公表を可としても公表しないこともあります。

## 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行するに際して、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

分水の工事を施行しない場合は欄にレ点を入れてください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 【下請けの場合は会社名も 記入ください】 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん 孔、給水管の接合、いずれの経 験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事 年度
		保有している資格等		
水道 太郎	○	○	給水装置工事配管技能者	R1
水道 次郎	○	○	検定合格者	R1
●●設備 上水 太郎	○	○	配管技能者講習会修了者	H30
●●設備 上水 次郎	○	×		H30
上記内容の公表の可否				
<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可				

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工  
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者  
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

※公表には、市ホームページ等への掲載を含みます。公表を可としても公表しないこともあります。